

令和5年5月19日

保護者各位

千葉敬愛高等学校
校長 酒匂 一揮
(公印省略)

令和5年度「千葉県奨学のための給付金(家計急変)制度」について(ご案内)

千葉県では授業料以外の教育費負担を軽減するために、私立高等学校等に在学する高校生等のいる一定の要件を満たす世帯に「奨学のための給付金」を給付しています(返済不要)。

今年度も昨年度に引き続き例年実施している非課税世帯並びに生活保護受給世帯を対象とする通常給付の他に、保護者の失職等により収入が減少し、非課税世帯相当と認められる家計急変世帯(定年退職、自主退職は対象外)にも給付金が給付されます。

つきましては、千葉県から「奨学のための給付金(家計急変)」制度の申請手続きの案内がありましたので支給要件等をご確認いただき、申請される場合は事務室まで申請書類を受け取りに来てください(本校ホームページから申請書類をダウンロードすることもできます)。

申請書類の提出は事務室で随時受付します。千葉県の最終期限は令和5年12月28日(木)ですが、家計急変の場合、必要となる書類が多く審査にも時間を要しますため、早めの提出をお願いいたします。

なお、例年実施している非課税世帯並びに生活保護受給世帯を対象とする通常給付の申請は、令和5年度就学支援金(7月～翌年6月分の就学支援金(7月以降にご案内予定))の審査決定がされた後、手続きをしていただく予定です(8月末頃を見込んでおります)。

1. 支給要件

認定基準日(申請日の属する月の初日)において、次の全ての要件に該当する世帯が対象となります。

- ① 生徒が認定基準日に在学していること。
- ② 生徒が高等学校等就学支援金の受給資格者であること。
 - ※ 本校在校生は全員受給資格者となります。
- ③ 保護者等が千葉県内に在住していること。
 - ※ 保護者等の住所が千葉県外にある場合、居住の都道府県に直接申請をしてください。
- ④ 家計急変後の保護者等(父・母である場合は両方)の収入が道府県民税所得割及び市町村民税所得割額非課税相当であること。(生活保護(生業扶助)受給世帯は対象外です)
 - ※ 家計急変後の保護者それぞれの年収見込額等が、右頁の「扶養人数別の給与収入・所得の目安」の金額以内であることが必要です。(父、母ともに給与所得者で、母は扶養外の場合、表の目安と異なりますので事務室までご相談ください。)

扶養人数別の給与収入・所得の目安(世帯人数:本人、控除対象配偶者、扶養親族の合計人数)

世帯人数	年間給与収入	年間給与収入以外(所得)
2人世帯	約 204 万円	約 135 万円
3人世帯	約 220 万円	約 147 万円
4人世帯	約 270 万円	約 182 万円
5人世帯	約 320 万円	約 217 万円
6人世帯	約 370 万円	約 252 万円

収入のある保護者がそれぞれ、この表の基準額以内であることが要件です。
※父が子を全て扶養しており、母が扶養外の場合は異なります。

家計急変後の3か月平均収入に12をかけて年収見込額を算出します。

【注意】

- ・生徒に児童福祉法による児童入所施設措置費(見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く))が支給されている場合は、対象外です。
- ・家計急変した事由が、定年退職、自主退職の場合は対象外です。
- ・市川市奨学生など、奨学のための給付金と併給ができないものがありますので、ご注意ください。

2. 生徒一人あたりの支給額(年額)〔6月末までに家計急変した場合の額〕

※7月以降に家計急変した場合は、月割換算した額になります

申請に当たっては、必ず対象確認シート(家計急変)(裏面)により支給区分を確認してください。

支給区分	支給額(年額)※	
保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税相当である世帯の高校生等(全日・定時制)	非課税世帯 A	137,600 円
	非課税世帯 B	152,000 円

※令和5年6月までに家計急変があった場合は年額を、令和5年7月以降に家計急変があった場合については、年額に家計急変が発生した日の属する月の翌月から翌年3月までの月数を乗じ、12で除した額が給付額です。

(給付例)

6月に家計急変、非課税世帯 A の場合→137,600 円

7月に家計急変、非課税世帯 A の場合→137,600 円/12×8 月(8~3 月分)=91,733 円

3. 申請書類の提出先・問合せ先

随時受付(最終提出期限:12月11日(月)) 千葉敬愛高等学校 事務室

Tel. 043-422-0131(代)(土日祝日を除く 8:20am~16:50pm)

申請される場合は、事務室へご一報のうえ、必要書類を事務室へ提出してください。

※千葉県学事課の最終期限は令和5年12月28日(木)ですが、必要となる書類が多く、審査にも時間を要しますため、12月11日(月)までに提出してください。

こちらの申請は家計急変した方が対象になります。

令和5年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が非課税である世帯並びに、生活保護受給世帯の方は、通常給付で申請をしてください(通常給付の申請は8月末頃に学校からさくら連絡網を通じてご案内する予定です)。

4. 必要書類

次の①～⑧の書類を揃えていただくようになります。⑦については、⑥のアが国民健康保険の場合は提出が必要です。

番号	必要書類
①	奨学のための給付金(家計急変)給付申請書(様式第1号) ※高校生等の兄弟姉妹が「休学」している場合は、申請書表面の世帯員の状況「備考欄」にその旨を記載してください。
②	委任状(第8号様式)
③	申請者(保護者等)の住民票 ※認定基準日に申請者(保護者等)が千葉県在住であることが分かるもの
④	家計急変の発生事由を証明する書類 ※ア～カ等のいずれか一つ ア. 離職票 イ. 雇用保険受給資格者証 ウ. 解雇通告書 エ. 破産宣告通知書 オ. 廃業等届出 カ. その他、発生事由が確認できる書類 等
⑤	家計急変後の収入を証明する書類(家計急変後、3カ月分) ※ア～オ等のいずれか一つ ア. 会社作成の給与見込 イ. 直近の給与明細 ウ. 帳簿 エ. 税理士又は公認会計士の作成した証明書類 オ. その他、家計急変後の収入が確認できる書類 等
⑥	世帯構成を証明する書類 ※ア～ウ等のいずれか一つ ア. 扶養親族分(兄弟姉妹だけでなく配偶者含む全員)の健康保険証の写し ※令和2年10月1日より被保険者等の記号・番号等の告知を求めることが禁止されたため、 <u>被保険者等記号・番号等にマスキング(付箋等で覆ってコピー)</u> し、当該部分を読めないようにしてください。 イ. 扶養親族の記載がされている課税証明書 ウ. その他、世帯構成が確認できる書類 等
⑦	扶養誓約書(様式第15号) ※⑥のアが国民健康保険の場合は提出が必要です
⑧	家計急変に関する事情書(千葉県私立高等学校等奨学のための給付金)

①、②、⑦、⑧の様式は事務室で配布しています。また、本校ホームページからダウンロードすることもできます。

※申請書等に消えるボールペン、修正テープ等は使用しないでください。

5. 審査結果と支給時期

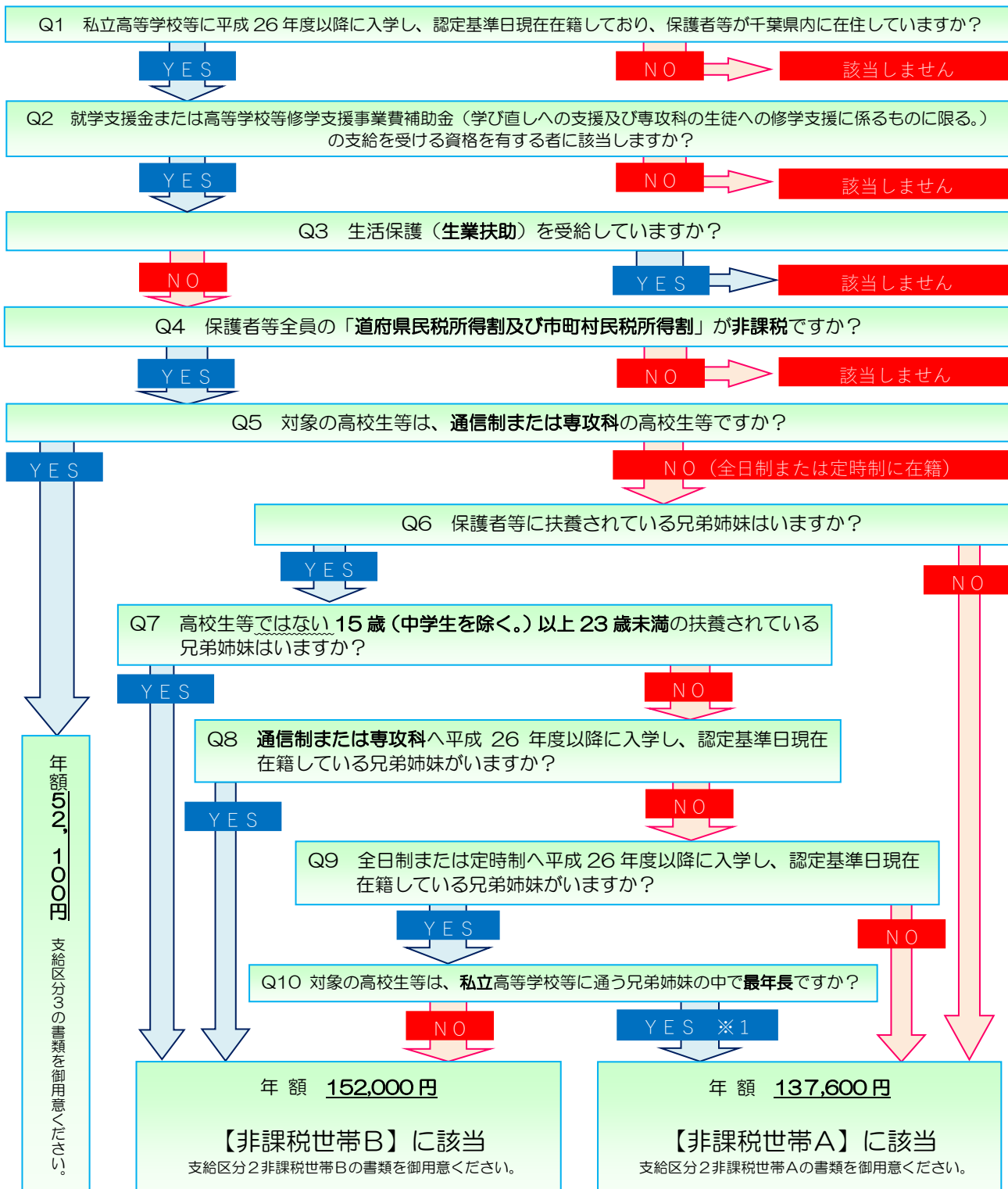
千葉県の審査完了後、学校を通じて、認定(不認定)通知書を配布し、その後、認定された方については学費振替指定口座に給付額を振り込みます。※ 詳細は支給決定時にお知らせします。

千葉県私立高等学校等奨学のための給付金 対象確認シート

認定基準日…申請日の属する月の初日

家計急変の場合

※申請に係る高校生等ひとりひとりについて以下の質問にお答えください。



※1 全日制または定時制の私立高等学校等に平成 26 年度以降に入学し、認定基準日現在在籍しているのが全日制または定時制の私立高等学校等に**弟妹のみ**の場合で、**その弟妹が認定基準日時点の休学等**により給付金の対象となっていない場合は、Q10 の回答は「NO」となり、支給額は 152,000 円となります。

注) 全日・定時制に通う非課税世帯の高校生等の場合で、15 歳（中学生を除く。）以上 23 歳未満の扶養されている兄弟姉妹が全日・定時制の私立高等学校等に在籍している場合は、当該世帯に扶養されている生徒のうち、第 1 子を「非課税世帯A」として取り扱い、第 2 子以降を「非課税世帯B」として取り扱います。ただし、国公立高等学校等に通っている 15 歳（中学生を除く。）以上 23 歳未満の扶養されている兄弟姉妹が別に存在する場合は、全日・定時制に通う私立高校生等の最年長者について「非課税世帯A」、その他を「非課税世帯B」として取り扱います。（通信制・専攻科の兄弟姉妹がいる場合は、全日・定時制に通う私立高等学校等の高校生等は「非課税世帯B」として取り扱います。）

御不明な点があれば、千葉県総務部学事課私学振興班 奨学のための給付金担当（043-223-2155）まで御連絡ください。